

係	検 算	係 長	課長補佐	課 長	副部長	部 長
					/	/

令和 6 年度

道 路 事 業

(補助金)

道路橋定期点検委託業務(7-2) 見積参考資料

積算単価適用日
令和7年1月1日

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な業務費の見積りのための一資料であり、委託契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて業務委託契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

業 務 場 所 高知市 役知町 外

業 務 日 数

120 日

着 手 令 和 年 月 日
完 成 令 和 年 月 日

道 路 整 備 課

設 計 金 額 円 (消費税及び地方消費税込み金額)		業務の大要	
内 訳	業務価格 円	設計業務(橋梁点検) 設計協議(点検) N= 1 式 定期点検 N= 10 橋	
	消費税及び地方 消費税相当額 円		
業務請負対象金額 円 消費税及び地方消 費税相当額抜きの 業務請負対象金額 円			
摘要		業務委託理由 本業務は、本市が管理する市道の道路橋について、適切な維持管理を行うため、道路法施行令及び施行規則に基づく定期点検を実施することにより、損傷等の異状を把握し、健全性の診断を行うものである。	

委 託 費 內 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
測量設計費					
設計業務					
設計協議(点検)					
打合せ協議					明細表 第1号
	式	1			
定期点検					
計画準備					明細表 第2号
	式	1			
定期点検					明細表 第3号
	式	1			
報告書作成					明細表 第4号
	式	1			
直接経費					

委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
その他直接経費	式	1			明細表 第5号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

委 託 費 內 訳 表

明細表 第 1号

明細表

明細表 第 2号 計画準備

明細表

明細表 第 3号
定期点検

明細表

明細表 第 4号
報告書作成

明細表

明細表 第 5号
その他直接経費

明細表

单值表 第 1号

交通誘導警備員

单值表

(1)

金額：

內容：交通誘導警備員B

1人当たり

諸 經 費 計 算 情 報

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
打合せ協議 中間打合わせ1回	業務	154,800	明細表 第1号 人件費
業務計画書作成 点検橋梁数50橋未満	業務	253,500	明細表 第2号 人件費
現地踏査 橋梁面積100m ² 未満	橋	14,260	明細表 第2号 人件費
現地踏査 橋梁面積100m ² 以上500m ² 未満	橋	21,390	明細表 第2号 人件費
現地踏査 橋梁面積500m ² 以上1000m ² 未満	橋	28,520	明細表 第2号 人件費
現地踏査 橋梁面積1000m ² 以上	橋	42,780	明細表 第2号 人件費
定期点検 橋梁面積20m ² 以上50m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	79,290	明細表 第3号 人件費
定期点検 橋梁面積100m ² 以上200m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	127,745	明細表 第3号 人件費
定期点検 橋梁面積200m ² 以上500m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	237,870	明細表 第3号 人件費
定期点検 橋梁面積500m ² 以上1000m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	361,210	明細表 第3号 人件費

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
定期点検 橋梁面積1000m ² 以上2000m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有, 点検調書の作成:無	橋	385,878	明細表 第3号 人件費
報告書作成 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	30,300	明細表 第4号 人件費
報告書作成 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 点検調書のとりまとめ:無	橋	26,474	明細表 第4号 人件費
橋梁点検車 運転 BT-200相当 オペレータ付き、燃料費含む	日	182,000	明細表 第5号
橋梁点検車 運転 BT-400相当 オペレータ付き、燃料費含む	日	882,000	明細表 第5号

数量表(7-2)

名称・規格・条件	単位	数量
打合せ協議		
打合せ協議 中間打合せ1回	業務	1
計画準備		
業務計画書作成 点検橋梁数50橋未満	業務	1
現地踏査 橋梁面積100m ² 未満	橋	1
現地踏査 橋梁面積100m ² 以上500m ² 未満	橋	6
現地踏査 橋梁面積500m ² 以上1000m ² 未満	橋	2
現地踏査 橋梁面積1000m ² 以上	橋	1
定期点検		
定期点検 橋梁面積20m ² 以上50m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	1
定期点検 橋梁面積100m ² 以上200m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	2
定期点検 橋梁面積200m ² 以上500m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	4
定期点検 橋梁面積500m ² 以上1000m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	2
定期点検 橋梁面積1000m ² 以上2000m ² 未満 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有, 点検調書の作成:無	橋	1
報告書作成		
報告書作成 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有	橋	9
報告書作成 部材単位及び橋梁毎の健全性の診断:有 点検調書のとりまとめ:無	橋	1
その他直接経費		
橋梁点検車 運転 BT-200相当 オペレータ付き, 燃料費含む	日	13.1
橋梁点検車 運転 BT-400相当 オペレータ付き, 燃料費含む	日	3
交通誘導警備員B	人	62

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、高知市（以下「発注者」という。）が発注する道路橋定期点検委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 ウィークリースタンス

本業務は、業務の環境等を改善することを目的としたウィークリースタンスの対象業務とする。業務着手時の打合せにおいて、1週間の各曜日における受発注者間相互のルールや約束事・スタンス等を受発注者間相互で確認、調整のうえ、目標の設定を行い、履行期間中は原則、設定した目標を受発注者間相互が遵守しなければならない。

参考) 高知市技術監理課 HP

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/weeklystance.html>)

第3条 通則

本業務は、次の図書に準拠又は参考として行うものとする。ただし、本業務期間内において当該図書及び関係する調書等が改訂されたときは、準拠図書等について、発注者と受注者が協議により定めるものとする。

- (1) 道路橋定期点検要領（技術的助言）（令和6年3月 国土交通省道路局）
- (2) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省道路局）
- (3) 基礎データ収集要領（道路橋）令和6年版（令和6年1月 26日時点暫定版）
- (4) 高知県道路橋定期点検要領（案）（令和6年12月 高知県土木部道路課）

第4条 共通仕様書の準用

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」、「高知県地質・土質調査共通仕様書」、「高知県土木設計等共通仕様書」等に基づき実施しなければならない。ただし、「調査職員」を「監督職員」に読み替えるものとする。

第5条 目的

本特記仕様書は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条の2第1項の規定に基づく道路橋の点検に関する委託業務の履行に際して必要な事項を定めることにより、設計図書等の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、適切な業務の履行の確保を図ることを目的とする。

第6条 管理技術者

- 1 管理技術者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士で、建設部門のうち選択科目を「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目を「建設一鋼構造及びコンクリート」に限る。) とするもの。
 - (2) 一般社団法人建設コンサルタント協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者で、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とするもの。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号のロの規定により大臣が認定した者で、専門部門を「鋼構造及びコンクリート」とするもの。
- 2 管理技術者は、業務着手時及び成果品納入時の打合せ協議に立ち会うものとする。

第 7 条 機械及び仮設備等の使用

- 1 受注者は、現地踏査に基づく近接手段の検討の結果、橋梁点検車等の機械及び仮設備等が必要と考えるときは、その使用について、発注者と協議することができる。
- 2 前項の協議により機械及び仮設備等の使用の必要があると認められた場合において、発注者は、設計図書等の変更を行わなければならない。
- 3 受注者は、橋梁点検車等の使用により道路を占用するときは、交通誘導警備員（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する認定を受けた警備業者の警備員に限る。）を配置しなければならない。

第 8 条 業務実績データ作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上となる場合、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 2 章 業務内容

第 9 条 打合せ協議

- 1 打合せ協議を実施する時期及び内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 業務着手時（初回協議）
業務着手時において、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、既存資料等の貸与を行う。なお、初回協議は着手日から平日 10 日以内に行うものとする。
 - (2) 中間打合せ
現地踏査は初回協議から平日 10 日以内に着手するものとし、現地踏査終了時において、業務計画及び実施計画の変更の必要性等について、打合せを行う。

(3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点において、打合せを行う。

- 2 発注者及び受注者は、業務の適切な履行の確保のため必要があると認めるときは、前項の規定によらず、隨時、協議を行うものとする。

第 10 条 計画準備

業務計画書作成、部材番号図の修正、現地踏査及び関係機関との協議資料作成を行う。

(1) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。また、定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(2) 現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

第 11 条 定期点検

(1) 現地点検及び診断（健全性の診断）

橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視により行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と径間毎、橋梁毎の診断を行う。

(2) 点検記録様式の作成

点検結果及び診断結果について、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」の記録の手引きに基づき、同要領にある点検表記録様式「様式1、様式2、様式3」（Microsoft Excel）を作成し記録するものとする。また、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」を基にした様式「高知市点検調書」（Microsoft Excel）（項目「橋梁諸元」、「現況写真台帳」、「損傷程度の評価記入表」、「損傷写真台帳」、「損傷図」、「部材番号図」）も作成し記録するものとする。なお、前回点検で、道路橋毎の健全性の診断結果が判定区分Iの橋梁は、今回点検での「高知市点検調書」の作成を省略する。

(3) その他記録の補完

必要に応じて道路管理者が保有する道路台帳（橋梁調書）等の記載事項を補完するために、現地計測を行う。

(4) 新技術等活用の検討

活用の検討においては、「新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月）国土交通省」を参考にするとともに、利用する新技術は、「橋梁・トンネル 点検支援技術性能カタログ（令和6年4月）国土交通省道路局」に記載されている仕様確認が行われた技術から選定することを基本とし、有用な新技術を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する点検方法を決定した後に定期点検を行うものとする。

第 12 条 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、点検表記録様式「様式1、様式2、様式3」（Microsoft Excel）及び「高知市点検調書」（Microsoft Excel）については、ファイル形式を変更せず電子媒体でも納品すること。

第13条 成果品

成果品は、次の表のとおりとする。

1 成果品一覧表

項目	納品形式	規格等	部数	備考
成果品	報告書	A4版	2	正・副を各1部
データ	電子媒体	CD又はDVD	2	報告書、図面データ、写真等

- 2 紙媒体の成果品は正副が判別できるようにし、正には、発注者・受注者が押印した原本を添付すること。
- 3 データ中の写真は、JPEG形式（拡張子「.JPG」）とすること。
- 4 部材番号図や損傷図のCADデータは、JWCADソフトで取り扱える形式（拡張子「.jww」）で提出すること。
- 5 点検の結果、前回点検時から橋梁諸元や判定等が変更となるものは資料をとりまとめの上、発注者に報告すること。

第14条 業務途中における成果の報告

受注者は、発注者から請求があったときは、業務の途中であっても、時点までの成果を取りまとめて報告しなければならない。

第15条 業務途中における成果の使用

発注者は、前条の規定により引渡しを受けた成果について、発注者の責により使用することができる。

第16条 緊急の処置を要する損傷を発見した場合の取り扱い

受注者は点検途中、緊急の処置を要する損傷を発見した場合には、写真等の損傷状態が把握できる書類を揃え、速やかに発注者に報告しなければならない。

第17条 成果品の検査

- 1 成果品の検査は、管理技術者の立ち会いのうえ行うものとする。
- 2 成果品の検査に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- 3 円滑な検査実施のため、受注者は報告書のダイジェスト版を作成するものとする。

第18条 中立性の保持

受注者は、常に建設コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

第19条 報告書の提出期限

本特記仕様書第 12 条報告書の提出期限は、履行期間末の 30 日前とする。ただし、橋下水路の通水を止めることができるのが報告書の提出期限後である等、制約条件のある橋梁については、発注者と受注者が協議により提出期限を定めるものとする。

第 20 条 疑義の決定

本業務に関し疑義があるとき又は本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者が協議により定めるものとする。

区域別 橋梁No.	道路橋名	路線名	橋長 (m)	径間数	幅員 (m)	全幅 (m)	面積 (m ²)	備考
1	九反田橋	市道潮江2号線	152.90	6	11.50	12.00	1834.80	BT-200
2	新六泉寺橋	市道潮江596号線	40.00	1	12.00	12.80	512.00	BT-200
3	尾目路橋	市道大津175号線	26.40	1	6.00	7.20	190.08	BT-200
4	依光橋	市道大津92号線	28.90	1	7.20	8.20	236.98	BT-200
5	東和橋西	市道五台山62号線	30.00	1	14.00	14.80	444.00	BT-200
6	東和橋東	市道五台山62号線	18.00	1	14.00	14.80	266.40	BT-200
7	遍路橋	市道五台山79号線	71.00	4	4.50	5.20	369.20	BT-200
8	海老ノ丸橋	市道下知38号線	38.70	1	22.00	22.80	882.36	BT-400
9	原橋	市道長浜11号線	17.00	1	7.00	8.20	139.40	BT-200
10	長浜161号線5号橋	市道長浜161号線	11.50	1	3.00	3.80	43.70	BT-200

[令和6年度 道路橋定期点検 発注位置図]

